

第6回熟議『学校選択制』議事内容（平成24年7月25日）Bグループ 全文

ファシリテーター

それではお揃いでしょうか。

前回のBグループのまとめとしては、先程ご紹介がありましたので、ざっと目を通して頂きまして、そのうち何か加えるもの、あるいは削るものがありましたら、事務局の方に連絡して頂ければと思います。

前回申し上げましたとおり、Aグループが、少し議論が先行していましたが、私どもが前回、議題を進めまして、お手もとの資料で言いますと、一応3ページの抽選のところまで議論を進めていったというふうに考えております。

従いまして、今日は、4ページの選択における優先関係、それから通学について、とございまして、特に今日は、障がいのある児童生徒の就学についての議論が中心になろうかと思っておりますので、関係の部署からのご出席もお願いをしております。

前回の議論を改めて復習する必要はないと思っておりますので、一応3ページの最後のところまで、何か補足されるようなご意見がございましたら、ご議論していただけますでしょうか。

Bグループのご意見につきましては、資料2のところ、個別のご意見を割と丁寧に拾って頂いておりますので、だいたいこういうようなご意見が出たというように思っております。

まあ、大分Aグループと重なっているところが多くありますので、出来ましたら、今日は、資料5の4ページのところからいきたいと思いますがよろしいでしょうか。

それでは資料5の4ページの一番上のところにあります、選択における優先関係と書いておりますが、前回も少し出しましたが、きょうだいだとか、あるいは新入生どうしで、同じ幼稚園に通っていたものがバラバラになるのはどうかとかいうようなご意見がございまして、一応このところでは、仮に選択、あるいは抽選というふうにした場合には、どういう原則で、それを取り扱っていくのかということのご意見を頂きたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

委員

東京においては、こういう優先的に取り扱いするところは、なかったように聞いているのですが、どうですか？

事務局

きょうだい関係を優先する自治体と、優先してない自治体がございます。

委員

両方あるんですか？

事務局

はい。きょうだい関係を優先する自治体は、例えば家から学校が近いという形でお兄ちゃんお姉ちゃんが隣の学校を選びましたと。そうすると、下の弟、妹が入学する時に校区にお住まいの方の次に優先されるという自治体がございます。一方で、そういう優先はしませんよ、という自治体もございます。その場合は、兄弟一緒の学校へ行きたい場合は校区の学校に行ってくださいというような周知をされています。一つお聞きしているのは、受け入れ枠との関係で、例えば校区の次にきょうだいを優先した場合に、それで受け入れ枠がもうなくなってしまうという学校もありまして、そうした場合に、お子さんがお一人の世帯の保護者様からしますと、それはちょっと不均衡なのではないかというようなご意見もあると聞いております。で、それまで優先していたのを見直して、もう優先しませんよというふうに見直している自治体が出てきているという状況もあります。ただ、そういう自治体でも、実際に見直した後、電話とかで問い合わせや苦情があるのは、やっぱりきょうだいを優先扱い出来ないのかというご意見でございます。

委員

うちは公立の普通の学校へ行っているんですけど、もし自分の子どもに置き換えて考えた場合、勿論、このきょうだい関係を優先して考えた場合、長男、長女さんとか、一人っ子のお子さんが行きにくいという懸念が出てくるという欠点も考えられると思いますけど、例えば、2～3歳違いとかで、歳が近い場合だと、例えば、運動会とか授業参観とかいう行事が、重なってしまう可能性が、やはり高いと思いますので、そういう場合、例えば違う学校へ行っていた場合、同じ日だったら、例えばどちらかしか行けないとか、半分しか行けないとか、いうことの懸念は、考えられるとは思うので、今だったら、例えば小学校だったら、概ね運動会はこの時期で、中学校はこの日ととか、で幼稚園や保育園はまた別の日とか、何となく分かれていたりするので、小学校と中学校だったら行けるようになっているのですけれど、もし小学校が、例えば違う学校とかになると、運動会とか重なってしまうという懸念はあるかと思えます。

ただやっぱりきょうだい関係を優先してしまうと、不公平っていうのは絶対出てくる意見だと思いますので、そこはちょっと難しいところですけど。

委員

やはり、あの、仰ったようにね、学校選択制の元々の考え方というのは、子どもが、学校に行きたいところを選択する、本人の問題が大きいと思う。親も含めてね。それと、さっき仰ったように、もう一つの観点として、きょうだいがある場合だったら、様々な問題が波及してくるから、その辺をどういうふうに分けて考えるのか、本来元々、学校選択制

というのは、本人が希望してその学校へ行きたいということが前提であるけども、それはきょうだいとか様々な、学校の行事の関係とかで、いろいろな関係において、障がいとかいろいろ出てくる関係で、そういう問題が波及してくるので、その辺をどういうふうに考えていくのが大事なかなと思うのです。

それを、あくまでも本人の学校選択を優先していくのか、あるいは家族の繋がりを優先していくのかということなのかなと。元々本人の希望の学校あるいはできるだけ選択することを重点的に考えていくのであれば、きょうだい云々の話は、また別の問題になってきて、その辺は、まあ家庭の中で話して頂くとか、そういうふうな考え方を分けていくほうがいいのかと思っていますけど。

委員

ケースバイケースで、いろいろな場合が出てくるのかなと思いますけど、例えば、同じきょうだいでも、お兄ちゃんは、こっちの学校へ行ったけれど、私は、こっちへ行きたいという子も、中にはいるでしょうから、必ずしもきょうだいだから、お兄ちゃんの行っている、この学校にという優先的に配慮しなければというのが先にありきではなくて、やはり希望が先だと思うんです。例えば、いわゆる隣接区域選択制ということで、区域外だけれども、より近い学校を選択したということであるならば、それは、きょうだいにとっても、後からいくきょうだいにとっても、条件としては一緒ですので、これは優先させてあげるのが、そのきょうだい、家族にとってありがたいのかなと思いますので、その辺を選択制というふうにとらえるのか、その弾力的な運用ということで捉えるのかということも出てくると思うので、基本的には、やはりきょうだい同じ学校へ行かせてあげたほうが、親としては一番たいへんなのは、授業参観とか懇談会とかで、学校が違っていると、それこそ、上の子は行けたけれど、下の子は行けなかったということも出てくると思うので、基本的には、きょうだい同じ学校へ行けるのが、親としては、ありがたいなというように思いますね。

委員

通学区域を残したのが大前提として、この学校選択制の議論を行っていますので、今懸念されるようなリスクを、家庭の方で受け止められる、親子とも了解したうえで、選択の希望を出して、たまたま、その学校があふれてしまうと抽選になってしまうと。で、抽選になったら、これは、ある種、分かりやすく言ったら公平は公平ですよ、それで諦めもつく。というような覚悟の上で、学校を選択するということになる。

ただ、大事なのは、いじめがあったりとか、そういう特別な事情でいうと、この枠を、要するにこれだけの数が校区外から受け入れられますよと、さらに特別な事情みたいな、いうのを、ひょっとしたらそのセーフティネットとして、要るのではないかなと、だから選択制をもしするのであれば、選択制をしながらも、加えて指定外就学による救済みたい

なものも、やはり要るのかなと。だから逆に言うと、学校選択よりも指定外就学の幅を広げることだね、対応する方が極めていいのかなと思うのですけれど。だから、本当に今言ったようなリスクを負って、私立に行く場合は、そういうリスクは負っているわけで、入試を受けて、それでダメだったら、子どもはショックを受けるけど、それも含めて頑張っ
て受験しよう。その代わりきょうだい、同じお兄ちゃんの学校行きたいとしても、受検したら失敗することもありうることは分かっている話で、だからこの学校選択制でいくと、通学区域があるということであればね、指定外就学の拡充でカバーする範囲が広いのかなと思うのですけれど。

ファシリテーター

議論としては、学校選択という制度というものを前提にして、問題の整理ということですから、そういう点で言えば、ここに書かれているような、選択における優先関係というのを、親の選択というふうにもつのか、あるいはその二次的にきょうだいというのを優先するのかっていう問題があるという、整理の仕方しかないのかなと思います。

続きまして、通学についてであります。

これ、前回も少し出ていますが、他都市では、時間だとか距離だとか、かなり決めているところも多くございますが、それについては、いかがでしょうか。

委員

通学の距離というのが、小学生の場合と中学生の場合と、やっぱり条件としては違うんですよね、違うという見方をしているのですが、小学生の場合には、やはり自転車で通うというのは、無理な話ですので、歩いて通うとなると、当然、距離の問題、時間の問題ということで制約があるので、中学生の場合には、場合によっては自転車中学もありかなっていうことも出てくるので、そうなる、通学の距離の問題というものは、大阪の区、現在の区割りであれば、あまり影響がないのかなというように思うので、小学校と中学校とで少し前提となる状況が、違うのかなというように思います。

委員

自転車通学というのは、どうなのでしょうね、今の大阪市立の中学校の場合は、ほとんどさせてないでしょう。というのは、学校の校地自体が小さいものですから、例えば、全校生徒が全部自転車持ってきた時に、収納する場所がないんですよ。だから、全員、歩かせていると思う。

委員

高校生とは、また違いますものねえ。

委員

違いますねえ。

委員

この保護者の責任においてはという事ですけども、これは、既に今の指定外就学制度のなかでね、区役所に申請して、学校長へも申請をあげてという、その中の申請理由、勿論、こういう転居に伴うとか、後、卒業までこれだけなので、引き続き就学をしたいと、なお、なお書きで、通学についての安全面については保護者の方で責任を持ちますと、必ずこれが一つの事項としてあるのでね、だから、ある種当然なのかなと。保護者の責任においてということについては。ただ、それは学校選択の場合は、いやそうではない、制度として学校選択はできるんだから、それは、別に校区外からでも、やはり校区内から通う子と校区外から通う子によって、何か、通学の安全についてね、保護者の負担と責任に軽重があるのはおかしいという理屈も一方で成り立つと思います。

ファシリテーター

今の問題は、制度を規制緩和したのだから、それに伴っての責任という、通学区域外の者と区域内の者を区別するというのはおかしいというのは、当然成り立ちますけど、議論としては。

委員

例外的に、交通機関を利用するのを認めていると書いてあるのはどんな場合ですか。

事務局

距離的にやはり遠いということで、現状でも2キロ、3キロというのが標準ですけど、小学校が2キロ、中学校が3キロということで、今の通学区域、校区の中でも、小学校で2キロを超えとか、中学校で3キロを超える地域というのは市内に数カ所ございまして、そこでは公共交通機関、電車とかバスを使っての通学を認めているケースがあって、校区内でしたら、市営交通の無料乗車証を交付するという補助も行っています。

校区がそもそも広くて、2キロや3キロ以上あるところ、まあ市内で数は少ないですが、あと統合なったところですね、中央区の、学校がいくつか統合なって校区自体がかなり広い地域で、例えば北区の扇町小、此花区や住之江区の一部の学校も。

委員

市営交通だと無料パスなんですか？

事務局

そうですね。

委員

それ以外やったら保護者さんが負担すると。

事務局

一部私鉄もありますけど、たいてい市営交通で行けるとは思います。

委員

校長先生の判断で自転車通学オッケーにしたら、その学校の人気上がるかもしれないですね。

委員

でも、事故の時の責任は、校長先生がもつということですかね。

委員

誰かが乗ったら、皆が乗りたがって、この人は乗っているのに、あの人は乗っていないとなると、「ずるい」とかなって、子どもにとっては、ややこしいかもしれないですね。

委員

私は、また別の意見があるんですけどね、やはり、放置自転車の対策を、区で少しやらせてもらっているのですけれどね、やはり中学生の自転車マナーが悪いということで、どうしたら中学生も、小学生も含めてですけど、自転車のマナーを、苦心して、教習所を使ってですね、そういう安全講習を、まあ学校でもやられているんですけど、あの、安全運転のルールとか、規則、マナーを講習するようなことをやっているんです。逆に言えば、そういう自転車通学も一部可として、むしろもっとマナー教育と併用して、考えていけばよいのではないかなと、当然、保護者の責任もあるのですけれども、そういった形で自転車のマナーも学べて、しかも自分の校区外の学校も選択できるという、そういう選択の幅を広げることができて、しっかりと自転車の安全性なども勉強できるのと違うのかなと思っているのですけれども。

委員

学校に自転車を置く場所があるんでしたら、それを認めるのも一つの学校の特色みたいになるのではないかと思いますけどね。

委員

結局、うちはある程度、それは保護者の責任だけれども、自転車通学を認めていますよと、そういういろいろなところからも受け入れていますという事で、一つの仰るように、アピールポイントになるのかなと思いますけれど。

結構、中学生の自転車マナーはものすごく悪いのですよ。放置自転車も多いし、いろいろあって、そういった事で、結局もう少し、いろいろな機会、規則とか、ルールとかマナーを学べる機会があれば、もっといいのかなと思っていますけれど。

安全性について、考えて頂ける場が広がるのではないかと考えていますけれど。

委員

交通安全協会に頼んでね、あの自転車マナーというのを学校ごとにもしてもらっているんですけど、ほとんど聞いていませんね。

委員

その時間は、授業にいかんでいいだけやと思っているだけのことですね。

委員

子どもは、その経験して学ぶと言うんですか、そら重大事故になったらあかんのですけど、例えば自転車でこけたとか、そういうことって、そうしたら、もう少しやっぱり運転の仕方、乗り方も気をつけようとか、信号守ろうとか、そういうことも学習していくと思うんですけどね。

やはり、何らかの体験をして初めてそういうことに気づく場面が多いのかなと思っていますけどね。やはり人の痛みとか自分の痛みとかいうのは、いろいろな形で学ぶ機会が増えれば、もう少し考えてもらえるのと違うかなと思いますけど。少し本題から外れますけど。だから、さっき仰ったように電車通学の一部、ある程度校長先生の判断ですけれども、その点について保護者の方と十分協議をして、責任の問題とか詰めた話もありますけれど、そのことも特色の一つになる可能性も高いと思いますけど。

委員

逆転の発想ですね、確かにね。それっていうのは、やはり安全っていうのを全面にたてて禁止ということを出していると思うんですけど、仰るとおり、むしろ自転車通学を認めることで、自転車のマナーを学ぶ機会というのは、禁止している状態の時よりは増えますよね。日常的に自転車を使うということで、自転車の乗り方というのをきっちり教えないといけないと思いますから、その観点からは、発想的には新しいと思うので、検討の価値はありだなと思いますね。

確かに、今本当に中学生になったとたんにマナーが悪くなるっていうようなねえ。

ファシリテーター

学校の統廃合等、つまり行政の都合で通学距離が延びたと、いう場合は、当然、その負担は、市がしっかり援助するというのは分かるんですけど、学校選択の結果、距離が長くなったと、それをまた公的な負担云々というのは、これは、やはり原則としておかしいと、親の責任であり、通学に伴う様々な責任も自己責任、親の、保護者の責任であるという、この原則は、私はきちんとしたほうがいいと思いますね。

委員

仰るように、責任の所在ということをはっきりする必要がありますよね。そういう形にするけれど、そこへ行くのは、親のあなたたちが子どもと話をしてそこへ行くことを選んでんだんやで、その間の危険も、あなたがた親子で考えて処理しなあかんでと、いうことをはっきりと言わんと。行けた、よかった、で問題が起こった、そうすると行政にやっぱり言うてきますよね、今の親御さん、多分そういう人が多いのではないかなと思うんですけどね。よほど文言で縛ってしまうということが必要かなと思うんですけどね。

委員

保護者責任がその通学の範囲が保護者責任とか具体的に考えたことが今までなかったんですけど、今は、どうなのですか？

委員

あの、例えばね、通学途上で事故がありました。その際に我々学校の中でね、そういう事案について、学校管理下と管理外という線引きがあるんですよ。で、通学途上というのは、学校管理下という位置づけね、要するに通学途上で起こったら、通学途中やから別に学校は一切関係ないですではなくて、そこで、例えば交通事故が起こって、何かあった場合に教育委員会に上げる義務があります。勿論そうです。だから、あの、遊びに行くのではなくて、登下校についての通学で起こったそういう事案については、勿論、、、

委員

学校の責任になる、、、

委員

いや、学校の責任というか、学校の管理下における、、、

委員

学校選択制の場合は、保護者責任になるということですかね。

委員

例えば、自転車通学を認めていないのに、自転車に乗って、何かケガをさしたりとかした場合は、やはりね、家から自転車で行っているのは、家庭が見逃しているわけで。逆に、学校が自転車通学を認めた場合は、通学途上に事故が起こった時に、学校の方の一定の責任と言いますか、それは、やはり出てくるのかなと思いますので、だから、そんなことも含めて、大阪市内は、非常に交通の量が多い、、混雑しているわけですし、今さらに子どもが通学で、大量に自転車を使うとなれば、歩行者の方とか高齢者の方とかの心配とかね、マナーの問題もあるんですけど、そういう事故が起こる可能性がより高まると。そうしたらやはり学校の数と人口とがあって、一応、一定の校区があるわけですから、やはりそこは、自転車使わなくて徒歩でいくのを指導していくのが本筋かなとは思いますが。

委員

ただやっぱり徒歩か、自転車かとなると、選択の幅が全然違ってくるとは思うので、本当に、根本的に変わってくると。徒歩だとやはり、隣の学区くらいしか多分通えないと思うので、そこはやはり、結構大事かもしれないですよ。

委員

選択をする理由、他都市の大きな内容としたら、要するに、通学が遠いのを近くの学校に行きたいという意見が多いんですよ。だから、自転車というのは、逆に、数は少ない方なのかなとは思いますがね。

だから、例えば学校で原則自転車通学がダメでも、例としましたら、足怪我しましたとかね、そういう場合はね、一定期間オッケーになっているわけですから。そういう意味の、本当に凄く遠いところから、学校選択制でやってきて、言うたらその場合についてはということになるのかなと思いますけどね。そこは、実際の運用面で工夫が必要であると、それが学校でできる範囲かなと

ファシリテーター

では、次ですが、障がいのある児童生徒の就学についてでございます。これは、教育委員会から現状をまずご説明頂きたいと思いますが、よろしいでしょうか

事務局

よろしく申し上げます。現在、障がいのあるお子さんの就学については特別支援学級に在籍するかどうかということ、あるいは通常学級で学ぶかということ、それから特別支援学校へ進むというような、いろいろな学びの場があります。大阪市の現状のなかでは、小学校も中学校も 98%以上、特別支援学級が設置されておりますので、ほぼどの学校にも特別支援学級が設置できている状況で、いろいろな諸条件が教育環境としてあるかと思う

のですけれども、エレベーターの設置については、各学校で設置が進んでいっておりますので、今 90%以上の学校に設置されています。特別支援学級の状況というのは、各学校では変わらない状況です。だいたい障がいのあるお子さんの実態把握については、スケジュール的には 9 月くらいまでに、各学校が聞き取りをして、それを私たちが報告を受けるという形で行っております。

委員

現在でも、指定外の学校を希望されるお子さんがいらして、相談をしながら調整をしたうえで、そういう指定外、いわゆる通常の子どもたちが通う指定区域ではない学校に行っておられる、お子さんもいらっしゃる？

事務局

少なからずいらっしゃいます。例えば、心疾患のお子さんで、すぐ前に隣の校区の学校があるのだけれども、実際の校区は、遠いところに学校があるといった場合です。

委員

そうしたら、二つ目の星印のところね、特別支援学級の教育活動の内容で選択させてほしい声があるって書かれていますでしょ。ということは、学校によって教育活動、内容が若干違っているケースがあるんですか？

事務局

大阪市の小学校、中学校では、個別の教育支援計画、あるいは個別の指導計画を作成し、先生が、どういった指導内容でいくかは、基本的にはきちっとした目標設定をして、保護者と話し合いをしながら実践しているということになります。

委員

特別支援学級に行きたい、行かせたいお子さんで、内容的にいろいろ種類があるといったらおかしな言い方ですけども、少しちょっと違いますよね。例えば、この学校がこういうお子さんについて、より技量の持った先生がいらしてということで保護者から相談があったときに、教育委員会の方から、隣接の学校でこういう先生がいらして、ここどうですか？というようなご案内をされるということがありますか？その指定区域外、あるいはそういった指定区域とあまり関係なしに、こういうお子様だったら、こちらの学校は、どうですかという情報提供ということはあるんですか。ないんですか？

事務局

先生方の教え方について情報提供するということではないです。特別支援学級は、肢体

不自由の学級であったり、知的障がいであったり、障がい状況で設置をしておりますので、
どういう障がいのお子さんがいるかというのは、校長先生が聞き取りをし、実態があがっ
てきます。できるだけ、その障がいに応じた学級種別で設置できるようにという事は考え
ていますが、これは、大阪府教育委員会との協議になります。

委員

学校選択制ということで、特別支援学級について、こうだからああした方がいいよとい
うようなことは、考えないでもいいのかなというふうに、感覚的に捉えているんですけれ
ど、既に選択制と言っていない現状でも、ある程度そういう相談をされたうえで、実質的
に学校選択ができていないのではないのかなと思うんですけれど。

委員

平野区のフォーラムに行った時にちょっと思ったんですけど、やはり障がいのあるお子
さんをお持ちのお母さまが、手を挙げて仰られていたのは、やはり、学校選択制によって
自分の子ども、障がいのある子どもというのは、健常のお子さんとは違うので、学校選択
制をやって、自分の子どもの状態がどうなるのか、親御さん自身が分からない状態になっ
ている方がいらっしゃったので、学校選択制になったとしたら、選んだ方がいいのか、地
元の学校で十分対応できるのかも含めて、障がいのあるお子さんをお持ちの親御さんに、
きちんと説明してあげる必要があるのかなというのは感じました。すごく不安に感じてい
たお母さまがいらっしゃったので、気になりました。

委員

だから、現状でも障がいのあるお子さんをお持ちのお母さんは、ある程度学校なり教育
委員会と事前に相談されたうえで通学先を決めているわけですね。その場合には、前提と
なるのは、保護者が希望すれば、その本来の区域の学校を前提で考えられるんでしょうけ
れど、お子さんの障がいの程度、内容によっては、違う学校を保護者の方が希望される場
合もありで、それは、相談したうえで、その希望に沿うようになっていくということとし
よう。

事務局

それは、先程申し上げた心疾患で、校区外の学校の方が近いといったケースで校区外の
学校に行かれています、障がいのあるお子さんはいます。そうでなく、あちらの学校の特別
支援学級へ行きたいという希望で校区外へ行かれています方というのは、今はないです。む
しろ、その地域のお子さんと一緒に学びましょうということで、地域の学校に行っている
というのが実状です。

委員

結局は、その受け入れる学校側の体制を調整されているということですか。

事務局

そうですね。どこの学校でも、障がいの種別に応じた特別支援学級を、設置できるようには考えています。

委員

私の区は、特別支援学級は、このような特徴をもってやっていますよというようなところは、数も少ないし、障がいのある子どもの数が少ない。だから、それぞれに中学校、小学校の中には、入学した時に受け入れる施設は出来ているけれども、私のところはこんな教育をその方々にはしていますよと、特徴を出している学校はないでしょ？先生、どう思われますか？

事務局

学校の、特色というのは、ホームページにも出ていますので、全くやっていないということではないと思うんです。障がいのあるお子さんが少ないかといいますと、実は、年々非常に多くなっておりまして、特別支援学級を設置している数も多くなっています。

事務局

よろしいですか。少しお話をさせていただきますと、学校長の立場で言いますと、次年度、自分の学校に希望される保護者の方とは、大体お話を教頭ともさせていただきながら、ご要望だけはお聞きしまして、それを先ほど仰いましたように、教育委員会の方にこういうご要望で、このような障がいを持った方があがってくると伝え、次年度は、何人があがってこられる予定なのでという要望を上げながら、進めていくわけでありましてけれども、教育内容としましては、その保護者の方とか、生徒さんの状況に応じて、それを聞きながら、個別の支援計画がございまして、その状況に沿いながら、それぞれの学校で教育内容を工夫していますので、それぞれの学校での特別支援教育というのはやはり様々であります。

委員

学校の先生方は、本当に朝から夕方まで、きちっとその子ども達の指導にあたっていて、ある保護者が、やはり普通学校に通わせることによって、皆のレベルに到達しようと子どもが頑張る、だから、やはり凄くいいですよと言っています。普通学校へ行くというのは、凄く感謝して喜んでほめる保護者の方何人かにお伺いしましたけれど、今いい感じではないかなというふうに思っております。

ファシリテーター

障がいという名の線の引き方だとか、それから先程でましたように、グレーゾーンという言葉は悪いかもしれませんが、健常と障がいというのは、どこで線を引くかというのは、非常に大きな問題であります。そういう点で、今おそらく、ここで上がっている特別支援学級とそれから障がいのはっきりしている特別支援学校ですね、この辺の就学前での指導の分け方というのは、教育委員会で当然なさっているところではありますが、問題はその小学校でも、例えば低学年と高学年では、特別支援学級にいる事の意味みたいなものも違うでしょうし、恐らく保護者の思いからすれば、小学校の低年代は、できれば普通学級で学ばせたい、しかしだんだんと成長していくにしたがって、この時間は、特別支援学級でという、そういうことも出てくるでしょうから、その点は、現在の通学区域制という制度の下で対応できる部分と、それから対応できないという保護者の要望に対しては、既に指定区域外というような形での対応が、現実にはあると思います。そうすると、必ずしも学校選択制になったからといって、障がいを持った子に対しての指導が十分にできるという問題ではないと思います。ですから制度の問題と、実際に行われている、子どもの実態に合った形での、丁寧な指導というのは、また別の問題として考えなければならないのではないのかなと思うんですけどね。

委員

凄く人気があるので、学校選択の枠が十分になく、全部埋まってしまったから、そういう生徒さん達が行けなくなるという事態だけは、絶対に避けないといけないですから、今の障がいのある方に対する支援が後退しないようにしないと。また、違う要素ですけども、多分、そこが一番大きな点だと思うので、十分に今後考えていかなければならないと。やはりお子さんを、特別支援学級にこう手を引いて連れて行って、いろいろ仲良くするとか、そういう方たちには、なるべくこう受け入れながらやっていけるように、

委員

例えば、抽選とかね、そういう優先を考えないといけないという時に、やはり影響があるかもしれないですが、学校選択制を考える上では、あまりこれに左右されることはないかなと考えるのですけれど。

委員

小学校から中学校へ上がる時に、特別支援学級への入級を希望されるケースについて、大体先程あったように、この時期から 2 学期にかけて聞きとりします。保護者の方が一番気にされるのが、学校規模もありますね、で生徒数と施設のバランスによって、やはりあの、かなり狭い、子どもの数が多いとなると、だんだん中学生になると動きも活発になってくるので、安全面で不安があるというのがありますね。それから先程あったように、エ

レベーターなども設置されているんですけども、使い勝手が良い、悪い、これは残念ながら学校によって違いがありますから、もしこの学校選択制の中で、今あったような支援をする子ども達のニーズに、通学区域の学校よりも、こちらの学校がね、よりマッチしているというのは、現実にはあり得るかもしれない。今、ハード面の話をしましたけれど、その特別支援学級の構成の人数とか、男女比、中学校に入ってきたら、性差がはっきりしてきますから、障がいのある女の子のお子さんが、例えば校区外の学校に行く時に、現在、入級している子どもが全部男性の場合だったら、やはり迷われます。そういう事で言うと、実は、学校選択、学校の事を一番心配されているのは、先程あったように障がいのあるお子さんの保護者の方です。だからこの事について、凄く敏感になっているということ、我々は理解したうえで、やはりこれから先の議論をする必要があるのかなとは思いますが。直接の影響は少ないかも分からないけれども、そういう気持ちを持って、この制度のことについて関心を寄せている方がおられるということは、踏まえる必要があると思います。

委員

ちょっと心配するのは、例えばその、この制度が入るがために、学校としての特色を出すということで、例えばこの学校は、とにかく学力を上げるという事に集中して、その学校の運営をされた場合、特別支援学級があると、その足を引っ張られるということで、その校長がなるべくそういう子を排除したいというような事が出てくると、この学校選択制を入れるがための弊害として出てくる問題で、そうしたことにはならないようにしないとイケない。

委員

障がいのある子どもというのは、あの生徒数としてカウントされてないというふうに聞いたことがあるんですけど、

事務局

いえいえ、そんなことはないです。特別支援学級の編制基準というのがありまして、ちゃんとそこではカウントをされています。

委員

生徒数として入っているんですね。

事務局

はい。ただ、ダブルカウントと申しますか、通常学級と行き来しているようなケースで両方にカウントというようなことはなくて、特別支援学級に在籍されている方は、特別支援学級として、編制は8人で1学級なんですけれども、それでカウントしていますので、

カウントに入っていないということはないです。

委員

学力テストとかは、、、

委員

そこに繋がっていくとすごく嫌な感じがしますよね。テストの点が下がってしまうとか感じると。

委員

それは、実際学校の場合、こういう趣旨のテストがありますということで、保護者の方と話して、受検をしている子もいますし、いや、それだったら、うちはその時間、別の勉強の方がいいのでということで受けないケースもあります。その点は、丁寧にお話をしたうえで、障がいがあるから自動的に学力テストは受けないとかいうことは勿論ないですし、それは、そういう対応をしています。

委員

ただ、なんか受けにくいでしょうね。

ファシリテーター

そうですね、だから結果として、今、仰ったようなことが起こるのが、公立の教育、学校としては、やはりあってはならないことでね。これからの共生社会ということ考えた場合にね、その障がいがあるか、ないかということは、もう問題ではないんだという、そういう雰囲気やね、教育の風土を作っていきますとね、障がいがあるかどうかということ自体が、問題になってはいけないんですよ。

委員

その、例えば、特別支援学級が、ほとんど市内の学校に設置されているということなんですけども、例えば、そういった教育内容とか、マンパワーとかはある程度、そこそこ配置されている、ただハード面として、例えば、バリアフリーについて、どの点までやっているのかというのは、各学校によって違うからですね、まあ、その点が、例えば保護者が、そういう障がいをお持ちのお子さんを持つ保護者の方が、やはりその点を十分にハード面で、一定のレベルをクリアしている学校に行かせたいというのは、あると思うんで、その点は、また別途、行政としてできるだけ、その特別支援学級に対して、ハード面での、そういう様々な予算化とか、そういう支援が必要だと思います。その点で、結局、保護者の方もその先生とか教育内容、教育活動もそうなんですけど、やはりハード面でのその様々

な支援が、どれだけできているのかということも、十分選択するための材料かなと思います。その点もできるだけ、学校が出していただいで、で、行政としても支援していただくようなことが必要なのかなと思いますけどね。

特に今さっき先生が仰ったように、エレベーターがほとんど設置されているということで、設置率 90%ということなんですけど、エレベーターも、様々で、例えば手すり付きのエレベーターとか、その車いす対応とか、様々なバリアフリーに対する考え方が、学校によってとか、その施設の状況によって、なかなか完全にバリアフリー化ができない場合もあると思います。できるだけ、学校としてやっていくのかということが、やはり保護者の方から選んで頂ける一つの条件なのかなと思います。

委員

障がいのあるお子さんをお持ちの保護者の方に、この学校選択制というのに不安に思っておられるところをなんかこう解消してあげられるような情報提供をしないといけないと思うんですよ、こうやって議論している中で、これは、学校選択制に絡めて、障がいのある子たちへの対応を、学校選択制の中に、行政として取り入れるというのは、あまり必要ないかなというふうに感じているんですけど、それは、その現状も調整をされた上で、就学してもらっているということですので、ただ、逆にそういう保護者の方からすると、どういうふうにこの先なってしまうのかっていうことを不安に思われるでしょうから、情報提供というのは必要だと思います。

委員

まあ、フォーラムの主な意見の中に、子どもに障がいがあるということで、そういう情報を、できるだけ教えて欲しい、内容について公表してほしいというふうにあるんですけど、今、仰るように、障がいのある児童生徒の、あるいはその保護者についても、この学校選択制の中で、今までの学校教育フォーラムの中で、あまり説明がなかったように思いましたので、今後、できるだけそういった学校選択制との関係で、様々にホームページとか様々な機会を通じて、説明していただくようお願いしたいなと思いますけれど。

障がいのあるお子さんとしては、学校選択制との絡みで、やはり切実な想いをしているということであれば、それに対して、できるだけその教育委員会としましても、応えていかなければならないと思います。その説明責任を、十分説明していかないといけないと思います。我々だけではなしに、障がいのあるお子さんをお持ちの保護者に対して、様々な機会を通じて、学校選択制等の、熟議を含めて、説明する機会をもっと頂けたらどうかと思います。

委員

本当に難しい問題ではあると思うのですが、今の状態だと校区とか決まっているの

で、校区の中にいらっしゃる方が自然とそこの学校へ入ってくるんですけど、もし学校選択制となると、例えば、本当に気を悪くする言葉が入っていたら申し訳ないと思うんですけど、この学校に障がいのある方がたくさん集まってしまい、あちらの学校は、ほとんどいないということになると、例えば小学校で特に障がいのある子どもさんがいることによって、助けあうプラスの面もある半面、やはりクラスに障がいのある子どもさんがいると、本当に個々の子どもさんのことになると思うけど、障がいのある方でもおとなしくて凄く皆にかわいがられるタイプの方とそうでないタイプの方とやはりいるので難しいんですけど、クラスに障がいのあるお子さんが入って、手のかかる子がいらっしゃるの、そういうのを見ると、そういう方がたくさんいると、やはり学校としても負担が増えると思うので、どちらも難しい問題ではあるんですけど、だからここの学校に障がいのある方が集まってしまって、こちらにはいないという状態は、あまり望ましくないと思っております。だから、今のように自然な状態で、校区の中にいる障がいのあるお子さんを地域で皆で見守って、障がいのある子どもと障がいのない子どもと一緒に学んでいくというのは、いいと思うんですけど、人数が偏ってしまうのは、私としては良くないかなというのは思っております。ちょっと難しいですよ、障がいでも本当にいろいろな、知的障がいや、車椅子の肢体不自由の障がいの方とか、いろいろなタイプがあるので、後、勿論男女差もあると思いますし、知的障がいでもほとんど健常の方と変わらない方から、もう本当に一緒にすることが大変な方から、たくさん、いろいろいらっしゃると思うので。

委員

先生の数とのバランスもありますのでねえ。

委員

もし同じ障がいだと、同じ障がいの子が何人か集まった方が教育としてはしやすいのかなというのは、少し個人的には思ったりはしますけどねえ。

委員

特別支援教育の考え方とか、あるいは方法も含めて、大阪は日本の中では、先頭をいっていると思います。これは、教育委員会でも自負されていると思います。やっとな国でも、障がいをもって生まれてきて、やはり地元の学校で、一緒に地域に住んでいる子どもたちと交わって育っていく、育って行かせたいという気持ちがあっても、以前だったら障がいがある場合は、特別支援学校へ入学をしましょうというのは、大阪以外ではスタンダードだったわけです。だからそういう意味でいうと、大阪で、今ほとんどの小・中学校で特別支援学級があって、そこについて、どうしても機能的に、特別支援学校でないというケースも当然あるわけです。それは、その場合選択は出来るわけですから。それでいくと、特別支援教育のやり方とか内容については、今の状態がこの学校選択制によって変な形にな

るとか、後退しないようにということは、おさえておけば、というかおさえておく必要がある。だから、逆に学校選択制が広がることによって、今までの大阪の特別支援教育の形が変わって、排除のほうに繋がらないかという不安をお持ちの方もいるのかなと思いますね。

委員

そこなのでしょうね、不安に思っているところは。

事務局

フォーラムをまわりまして、出てきた意見というのは大きくは三つありまして、一つは不安の部分、選択制が入ることによって、どうなるんだろうという、今、排除ということもありましたけど、どういう影響を受けるのだろうかというような疑問、意見と、それから、これまでの地域で健常なお子さんと一緒に学んでいく、そういうところとの関係はどうなるのかという危惧のご意見と、もう一つあるのは教育活動の内容や、いろいろな評判とかで、あそこの学校の特別支援学級に行きたいというように思っている保護者の方は、選択をしたいと、あるいは健常のお子さんが選択できるのであれば、障がいのある子どもも選択ができて当然ではないかという意見と、だいたいその三つに分かれています。特別支援教育としては同じ内容でやっているのですけれども、保護者の方が選びたいという意見を示されているという意見もありまして、そういった三つの意見に分かれています。

ファシリテーター

基本的に障がいのある子どもだからということではないのですけれども、基本的には、一人一人の子どもの要求や、あるいは、発達の状況に応じての教育というのが原則です。

特に、特別支援教育でいえば、発達における要求、ニーズとしてある場合は、それに応えるというのが公教育の基本、原則だと思います。したがって、学校選択制の導入によって、保護者の方から不安が広がるとか、あるいはその結果、排除されるというような事はあってはならないというのが大原則であると思いますね。予定している時間が近づいてきているんですけど、他に今日取り上げました問題に限らなくて結構ですので、ご意見がございましたら出して頂けませんでしょうか。

なければ事務局の方から、今後のことについてお願いします。

(事務局より日程調整後、終了)